

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学(以下「本学」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究

ア 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究

イ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れて行う研究

(2) 民間等共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(3) 部局 長崎大学会計規則(平成16年規則第60号)第2条に規定する部局をいう。

(4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(共同研究の申込み)

第3条 共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)が所属する部局長は、共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長から、共同研究申込書(様式第1号)を徴するものとする。

(受入れの決定)

第4条 共同研究の受入れは、当該部局の教授会又は部局長が適当と認めた委員会等(以下「教授会等」という。)の議に基づき、部局長が決定するものとする。

2 前項の教授会等は、共同研究の受入れの決定が適切に行われるよう、共同研究の実施に必要な事項を審議するものとする。

3 部局長は、民間機関等の長から共同研究の申請があった場合は、その都度教授会等を開催するなど迅速な処理を行うものとする。

(受入れ決定の通知)

第5条 部局長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書(様式第2号)により学長及び民間機関等の長に通知するものとする。

(契約の締結等)

第6条 学長は、前条の通知を受けたときは、直ちに民間機関等の長と共同研究契約を締結し、部局長に通知しなければならない。

(研究経費の納付)

第7条 民間機関等の長は、共同研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付しなければならない。ただし、複数年度契約に係る2年目以降の分割納付額については、当該契約書で定めた額を納入時期までに納付するものとする。

2 共同研究を完了し、又は第11条第2項の規定により共同研究を中止した場合において、前項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じ、民間機関等の長から不用となった額について返還の請求があったときは、返還しなければならない。

(研究料の納付)

第8条 民間機関等の長は、民間機関等共同研究員を派遣する場合は、契約締結後直ちに研究料を納付しなければならない。

2 前項の研究料の額は、1人につき年額42万円とし、月割り計算はしないものとする。

- 3 同一年度内において、研究期間を延長する場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。
 - 4 既納の研究料は、返還しない。
(研究経費の負担)
- 第9条 共同研究の受入れを行う部局は、その施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持及び管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- 2 民間機関等は、共同研究遂行のために特に必要となる謝金、旅費、研究支援者の人件費、消耗品費、光熱水料費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)を負担するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1号イの共同研究の場合にあっては、民間機関等における研究に要する経費は、民間機関等の負担とする。
(研究期間)
- 第10条 共同研究の開始は、原則として、民間機関等の長より研究経費等が納付された日以降に行うものとする。
- 2 共同研究の研究期間は、研究開始の日からおおむね5年を上限とする。
(共同研究の中止等)
- 第11条 研究代表者は、共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告しなければならない。
- 2 部局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむを得ない理由があると認めるときは、民間機関等の長と協議の上、当該共同研究の中止又は研究期間の延長を決定し、学長に通知するものとする。
(設備等の取扱い)
- 第12条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。ただし、第9条第3項の規定により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。
- 2 部局長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有に係る設備を無償で受け入れることができる。
(研究場所)
- 第13条 部局長は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、研究代表者及び研究担当者(以下「研究代表者等」という。)に民間機関等の施設において研究を行わせることができる。
- 2 民間等共同研究員は、共同研究遂行のため必要がある場合には、本学の教育研究施設等を利用することができる。
(共同研究の進行状況報告)
- 第14条 研究代表者は、複数年度にわたる共同研究を実施したときは、各年度ごとに共同研究進行状況報告書(様式第3号)を翌年度4月末までに部局長に提出するものとする。
- 2 部局長は、前項に規定する報告を受けたときは、共同研究進行状況通知書(様式第4号)に同項の報告書を添付の上、学長及び民間機関等の長に通知するものとする。
(共同研究の完了)
- 第15条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究成果報告書(様式第3号)を部局長に提出するものとする。
- 2 部局長は、前項に規定する報告を受けたときは、共同研究完了通知書(様式第4号)に同項の報告書を添付の上、学長及び民間機関等の長に通知するものとする。
(特許出願)
- 第16条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、速やかに相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 学長及び民間機関等の長は、速やかに発明の帰属を決定できるよう、共同研究の契約時に、相互の役割分担等を協議して定めるものとする。

- 3 学長又は民間機関等の長は、共同研究の結果、研究代表者等又は民間等共同研究員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ相手側の同意を得るものとする。
- 4 学長及び民間機関等の長は、共同研究の結果、研究代表者等及び民間等共同研究員が共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、本学が単独で出願を行うものとする。
- 5 学長は、共同出願契約を締結する場合は、外部の専門家を活用するなど柔軟かつ迅速な対応に努め、研究代表者等と民間等共同研究員との持分を定めた上で、共同出願契約を締結するものとする。
- 6 学長は、共同研究の結果生じた発明については、長崎大学職務発明等審査委員会に諮るものとし、発明があった都度同委員会を開催するなど、その迅速な処理に努めるものとする。

(特許権等の実施)

- 第17条 学長は、前条第3項及び第4項ただし書の発明について、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「本学が承継した特許権等」という。)を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。
- 2 学長は、前条第4項本文の発明について、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を民間機関等の同意を得て、民間機関等の指定する者又は学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。
- 3 前2項における優先の実施期間については、必要に応じて更新することができる。ただし、更新する場合の取扱いに当たって、特許権等の実施は、本学の財産の運用であることに留意し、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮の上、取り扱うものとする。

(特許権等の実施の許諾)

- 第18条 学長は、前条第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が本学が承継した特許権等を、前条第2項の場合において、民間機関等の指定する者又は学長の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先の実施の期間中、一定期間(学長と民間機関等の長が協議して定めた期間)を超えて正当な理由なく実施しないときは、民間機関等、民間機関等の指定する者及び学長の指定する者以外の者に対し、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

- 第19条 前2条の規定により、本学が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

- 第20条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第16条から前条までの規定を準用する。

(研究成果の公表)

- 第21条 研究代表者等は、共同研究による研究成果を原則として公表するものとする。ただし、学長は、特許の出願その他特に必要があると認めるときは、研究成果の公表の時期及び方法について民間機関等の長と協議の上、契約書等において定めるものとする。

(研究の実施状況等の公表)

- 第22条 学長は、共同研究の実施状況等を必要に応じ公表するものとする。

(補則)

- 第23条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いについて必要な事項は、部

局長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ ㊞

共 同 研 究 申 込 書

下記のとおり、共同研究を申込みます。

記

1 研究題目					
2 研究目的及び内容					
3 研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
4 研究実施希望場所					
5 研究に要する経費の負担額(消費税及び地方消費税含む。)	年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	計
	直接経費				
	研究料				
	合 計				
6 民間等共同研究員等 分担型 (分担型も記載のこと)	所 属	職 名	氏 名	役 割 分 担	
7 希望する研究担当者	所 属	職 名	氏 名	役 割 分 担	
8 提供設備等					
9 主な事業内容					
10 その他					

(注) 研究期間が3年を超える場合は、「5 研究に要する経費の負担額」の欄を適宜追加すること。

共同研究(進行状況・成果)報告書

部局名： _____

1 共同研究の概要等

研究題目				ライフサイエンス 情報通信 環境 ナノテクノロジー - 材料	エネルギー 製造技術 社会基盤 フロンティア
	研究開始年度	平成 年度	区分A 区分B 区分C	もっともふさわしい研究分野を1つ選択の上,"レ"を記入。 上記の分野により難しい場合にのみ下記に研究分野名を記入。	
	分担型				
研究成果の概要					
研究成果の今後の活用等					
大学の 研究組織	研究者氏名			所属部局・職名	
	(研究代表者の氏名に 印)				
民間機関の 研究組織	機関名				分類
	住所				
	事業内容				規模
	民間等共同 研究員数 人				
民間機関等からの設備の受入状況					

2 経費の支出実績額

区分	民間機関等負担分				大学負担分			複数年度 契約締結 状況
	共同研究 経費	共同研究 員費	合計	民間機関等の 施設における 研究経費	共同研究 経費	大学 既定経費	合計	
歳入額								
歳出額								

3 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

事務連絡先	担当者氏名	所属部局等	電話・FAX番号及びE-mailアドレス

様式第 4 号

共同研究(進行状況・完了)通知書

平成 年 月 日

長崎大学長及び
民間機関等の長 殿

部局長

長崎大学共同研究取扱規程の定めるところにより，別紙のとおり通知します。

記

- 1 研究代表者 所属・氏名
- 2 研究題目